

官民競争入札等監理委員会
第 15 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 15 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 18 年 12 月 12 日（火） 10:00～10:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（ 1 ）実施要項について

（キャリア交流プラザ事業、人材銀行事業、求人開拓事業）

（ 2 ）その他

3．閉 会

< 出席者 >

（ 委員 ）

落合委員長、齊藤委員長代理、樫谷委員、小林委員、田島委員、本田委員、吉野委員

（ 厚生労働省 ）

鳥生隆職業安定局次長、水野知親首席職業指導官、山田雅彦公共職業安定
所運営企画室長

（ 事務局 ）

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 15 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、逢見委員、小幡委員、寺田委員、増田委員、森委員が御都合のために欠席です。

まず、基本方針に掲げられております、厚生労働省のキャリア交流プラザ事業、人材銀行事業、求人開拓事業に係る民間競争入札実施要項案について審議をお願いしたいと思います。

これらにつきましては、入札監理小委員会で審議されてきましたけれども、小委員会の審議が一応終了したということです。その審議の経過の内容等について、入札監理小委員会の榎谷主査から説明をお願いいたします。

榎谷委員 榎谷でございます。入札監理小委員会で、これは厚生労働省から実施要項案の提出を受けまして、事務局で実施要項のチェックリストをつくっておりますので、それを基に網羅的にチェックをいたしました。重要な論点につきましては整理をして、小委員会で報告をしたということになります。

小委員会では、重要な論点を中心に実施要項の審議を行いました。審議は 4 回行わせていただきました。重要な論点について、これから御説明したいと思います。

まず、キャリア交流プラザ事業であります。キャリア交流事業プラザというのは、中高年のホワイトカラーの求職者、壮年技術者とか、中高年長期失業者の登録制を取りまして、対象者の再就職の促進を図ることを目的とした事業でありまして、有用な知識の付与だとか、経験交流あるいはキャリアコンサルティングなどを集中的に実施しているものであります。

まず、実施要項の中でモデル事業を行ってございましたけれども、モデル事業をどのように反映したのかというのは、資料 1 の 1 . の (1) でございます。～ までの反映をしていただいたということになります。

例えば、ですけれども、モデル事業では、同じ月にたくさんの支援の期数が重なり過ぎてうまくいかないということがありまして、期数の見直しを行ったというものもあります。

は、受託事業においても、自ら支援の対象となるものを探していくということで、自ら対象を探していくことになるということになります。

満足度のアンケート調査によると、民間がやると、なかなか回収率が悪いということもありまして、労働局名とか、安定所長名の協力依頼文の同封をすることになったとか、あるいは総合評価方式の中で、必須項目と加点項目、価格と質の配分割合につきまして、それを 10 対 10 という形で改善いただいたということになります。その他、いろいろな工夫をしております。

(2) ですけれども「サービスの質・創意工夫の発揮可能性等」でございますが、まず「サービスの質の設定と確保」というものがございます。これは、要求水準を就職率 55 % と実施要項案では提示しております。

もう一つは、モデル事業の結果や地域差を考慮する必要はないのかどうかということをお小委員会の方で厚生労働省に質問いたしました。

要求水準につきましては、就職率 55% というのは、国が実施していた際の実績を勘案しているということでありまして、また、モデル事業の結果から判断しても妥当であるというような説明がありました。

それから、就職率の成否というのは、地域差というよりも、受託事業者の支援方法の違いによることが大きいという御説明もありました。

しかし、これは 2 ページの上の方でございますが、キャリア交流プラザ事業のサービスの質の設定の在り方とか、これについては、今回はまだ経験のなさもあってやむを得ないというふうに判断したんですけれども、モデル事業の結果、これはまだ分析されておられませんので、モデル事業の結果とか、今回の実績を分析していただいて、今後の入札等に反映していくべき事項である旨を厚生労働省側と確認いたしましたので、本日も確認したいと思っております。

そのほかいろいろございますが、次に人材銀行でございます。3 ページの「2. 人材銀行事業実施要項案」でございます。

「(1) サービスの質・創意工夫の発揮可能性等」にございますが、その中で「サービスの質の設定と確保」というものがあります。まず、これにつきましても人材銀行は要求水準を就職率 15% としておりますが、その根拠は何なのかということとか、地域差を考慮する必要はないのかということをお小委員会で議論いたしました。

これにつきましては、17 年度における人材銀行全体の就職率と今後の目標値を基準として、これに雇用保険の被保険者数の割合を勘案して決めたということです。地域差については、各地域の就職率の違いは、やり方、実施方法の違いによることが大きいことから、平成 18 年度の国の目標の水準をベースに、全体の水準として設定したというような御説明であったんですけれども、ただ、これにつきましても、やはりサービスの質の在り方につきまして、就職率 15% ということ、あるいは地域差を考慮していないということもやむを得ないというふうに判断したんですけれども、今回の実績、それから 3 年間の実績などを分析いたしまして、今後の入札等に反映していただきたいということで厚生労働省側と確認をいたしました。

それから、3 ページから 4 ページにかけて「入札金額と委託費の支払い方法等」であります。これにつきましても、これは全てに関係するんですけれども、要求水準を就職率 15% と決めているわけなんですけれども、それを下回った場合に、減額ということはありませんのかということでもあります。

これにつきましても、ディスインセンティブというんでしょうか、ペナルティーというんでしょうか、その在り方につきましても、今後の検討課題ということで、今回については特にディスインセンティブはないというような整理の仕方ではありますが、これも研究課題であります。

4 ページの「(4) 民間事業者が講ずべき措置」の中の「雇用形態に関する条件」というのがございます。

論点のところがございますけれども、厚労省の方は、人材銀行の運営に当たりまして、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を下回らない数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない。こういう実施要項案が出てまいりました。

正規雇用という雇用形態による縛りというのは、本当に必要なんだろうかというようなことでございます。

これにつきまして、トラブルが発生した際に、迅速かつ適切に対応するには、専任の正規職員の配置が不可欠だということで、今回の対象となりました人材銀行につきましては、東京3人、神奈川2人、福岡2人の常勤職員を配置していたということでありまして、

また、正規雇用を促進するという人材銀行事業の性格上、やはり正規雇用を確保するということが必要なので、正規雇用ということにこだわっているんだというような御説明もありました。

しかし、専任というのは、確かにある程度必要なのかもわかりませんが、何も正規雇用にこだわる必要はないのではないかというようなこともございましたので、今回につきましては、最低限必要な数ということで、必ずしも現在の正規雇用の数にこだわらないということにつきましても厚生労働省側と合意をしたということでございます。

5 ページに行きまして「3. 求人開拓事業実施要項案」の「(1) モデル事業からの反映事項」がございまして、これもモデル事業を行ってございましたけれども、これにつきましても、大きく、
、
、
三つの事項を実施要項に反映しております。

「(2) サービスの質・創意工夫の発揮可能性等」ということで「サービスの質の設定と確保」のところ、これも開拓求人の充足数900人以上という要求水準を求めております。また、モデル事業の結果とか、地域差を考慮する必要はないのかというような課題もありました。

これにつきまして、平成17年度のモデル事業において、民間実施地域の比較対象となる国実施地域として十分な実績を上げるなどした兵庫、神戸地域と鹿児島地域における実績に、国が自ら実施するとした場合に配置される相談員の数7名、7×130人ということで900人としたという説明がございました。

地域差につきましては、従来の実績で見ると、地域差というよりも実施方法の違いがあることによる差であるという御説明がございましたが、説明に不十分な点があるものの、今回はやむを得ないというふうに小委員会も判断いたしまして、求人開拓のサービスの質の設定の在り方につきましては、モデル事業の結果とか、今回の実績などを分析して、今後の入札等に反映していくべき事項である旨を厚生労働省側と確認いたしました。これにつきましても、今日は更に確認をしていきたいと思っております。

それから「入札金額と委託費の支払い方法等」につきましても、同じように900人を達成した場合、できなかった場合のインセンティブ、ディスインセンティブにつきましても

も議論をいたしました。今回はなかなか難しいということもございまして、これを認めましたけれども、今後、いろんな実績を積み重ねていただきまして、インセンティブについての検討もお願いしなければいけないと思っております。

そのほか、6ページの「(5)民間事業者が講ずべき措置」というのがございます。自ら行う事業との関連でございますが、当然入札をしている事業者につきましては、自ら行う事業もやっておりますので、その関係と求人開拓事業との関係はどうかということでございます。

求人開拓事業の実施につきまして、国等の契約によらない自らの事業に行ってはならないというような説明がありました。これについて、受託事業者の自社事業と合わせて求人開拓事業を実施することについて禁止する必要があるかどうか。つまり、合わせてやったらいけないのかどうかというようなことでございます。

これにつきましては、実施要項において、自らの業務と国の契約による業務とを明確な線引きをして分けるということは、なかなか難しいということで、入札公告後、入札参加希望者から問い合わせがあった場合は、国の委託により公共サービスとして実施する本事業と、民間事業者が自らのために実施する事業の混同を避けるという趣旨を明確に示すとともに、事業実施に当たり個別具体的な疑義が生じた場合においては、国または委託元の都道府県の労働局に問い合わせを行うことで対応すると説明がありました。したがって、実施要項の該当部分につきましては、このような趣旨の修正を行いました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。厚生労働省の実施要項案につきましては、今後の課題という点につきましては、引き続き監理委員会においてチェックを行うという前提を置いた上で主査からの御報告のとおり、本日、厚生労働省の3事業につきまして、公共サービス改革法の手続にのっとり、監理委員会の議を経るということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

では、ここで厚生労働省に入室をしていただきます。

(厚生労働省関係者入室)

(報道関係者入室)

落合委員長 それでは、厚生労働省のキャリア交流プラザ事業、人材銀行事業及び求人開拓事業の各実施要項案につきまして、本監理委員会としてこれまで審議を進めてまいりましたけれども、この際、委員の中で御発言はありますでしょうか。

では、榎谷委員をお願いします。

榎谷委員 入札監理小委員会の方でいろいろ議論をさせていただきました結果、今回につきましては、時間の制約もあるということで、あるいはモデル事業等についてもまだ十分に分析がされ切っていないということもございまして、やむを得ないということで認め

たものが幾つかございます。

一つは、キャリア交流プラザあるいは人材銀行、求人開拓事業、これは共通するところでございますけれども、モデル事業を行っているところは2か所ございますが、モデル事業の結果が、まだ十分に分析されていないし、モデル事業の分析結果が、サービスの質の設定や確保について十分に反映されていない。あるいは、まだ今後3年の実績を積んでいただくわけですけれども、その中で、更にサービスの質の設定の在り方についてももう一度御検討いただいて、次の入札のときには、もう少し多面的な質の設定をご検討いただきたいということで、お願いしたと思いますので、改めて確認したいと思っています。

それから、インセンティブとかディスインセンティブといいたいまいしょうか、ペナルティーですね。勿論すべてに付ければいいというものではないかもしれませんが、民間の創意工夫というものにインセンティブを付けるためには、やはりインセンティブとかディスインセンティブというものは必要だと思えます。

勿論、質の設定の仕方についても重要だと思えますので、その辺についても改めて3年間の御検討いただけたらと思っております。

以上でございます。

落合委員長 今回の発言につきましては、厚生労働省として受け止めていただいた上で、事業を進めていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、本件につきまして了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、公共サービス改革法第14条5項の規定よりまして、厚生労働省から諮問されました3事業の実施要項案につきまして、監理委員会として異議はないということにいたしたいと思えます。

厚生労働省の方から何か御発言はございますでしょうか。

鳥生職業安定局次長 特にございません。

落合委員長 それでは、私の方から答申を手交させていただきます。

(落合委員長から鳥生職業安定局次長へ手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、厚生労働省の鳥生職業安定局次長からご挨拶をいただきたいと思えます。

鳥生職業安定局次長 職業安定局次長の鳥生でございます。局長が国会業務のため、代理でまいりました。

実施要項案を了承いただきましたことを受けまして、一言ご挨拶申し上げます。来年度から「市場化テスト」として実施いたしますキャリア交流プラザ事業、人材銀行事業及び求人開拓事業の実施要項案につきましては、本年10月20日以降、入札監理小委員会において榎谷主査を始め、委員の皆様方に精力的に御審議をいただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。

審議の過程で論点となりました事項につきましては、次回以降の実施要項策定の機会に

おいても、その必要性等について十分検討してまいりたいと考えております。

また、今後は策定した実施要項に沿って、入札事務の実施や対象公共サービスの実施等を行うこととなりますが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨を踏まえ、民間事業者が創意工夫を存分に発揮できるよう、また、公共サービスの質の維持向上が図られるよう尽力してまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

落合委員長 それでは、厚生労働省におかれましては、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減と、その目標の実現に向けて努力されますよう、お願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

鳥生職業安定局次長 どうもありがとうございました。

落合委員長 それでは、本日の監理委員会はこれで終了いたします。次回は 12 月 19 日 火曜日 10 時からの開催といたします。次回におきましては、公共サービス改革基本方針の改定案が付議される予定であります。